

65歳以上の人に納入通知書を6月中旬発送

平成30年度介護保険料

忘れずに納付を

保険料

65歳以上の人の保険料は、本人の平成29年中の収入や所得、世帯の課税状況などに応じて、13段階に分かれています。
※平成30年度介護保険料参照

保険料の納め方

年金天引きによる「特別徴収」と納付書や口座振替で納付する「普通徴収」があります。ただし、原則特別徴収となり納付方法の選択はできません。

①特別徴収
対象 年金(老齢福祉年金・恩給は除く) 受給額が年額18万円以上の人
納付方法 年金(定期支給分)から自動的に天引き

前年度から継続して特別徴収になる場合の保険料

前年度	今年度					
本徴収	仮徴収			本徴収		
第6期 (2月)	第1期 (4月)	第2期 (6月)	第3期 (8月)	第4期 (10月)	第5期 (12月)	第6期 (2月)
前年度の最後(第6期)に徴収された保険料と同額の保険料になります。 ※第3期の保険料は変更になる場合があります				6月に決定した年額から第1～3期の保険料を差し引いた残額を3回で割った額になります。		

平成30年度納期限(口座振替日)

1期	2期	3期	4期	5期
7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30 (金)	12/25 (火)	平成31年 1/31 (水)	2/28 (水)	4/1 (月)

納期

ド印字があるものに限る
口座振替 指定口座から口座振替日に振り替え

納付方法

②普通徴収
対象 次のいずれかに該当する人
▼年金受給額が年額18万円未満
▼年度途中で65歳(第1号被保険者)になった
▼年度途中で他の市町村から転入した

7月31日(火)締め切り

介護保険施設など 利用者の食費・居住費補助

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイの食費・居住費は、介護保険の対象外(自己負担)です。ただし、低所得の人は、一定の負担限度額が設定され(毎年事前に申請が必要)、この負担限度額と国が設定した基準費用との差額は、介護保険から補助(補足給付)されます。

食費・居住費の利用者の負担段階の判定に用いる収入には、課税年金収入に加え、非課税年金(遺族年金・障害年金) 収入も含めて判定します。

申請期間
原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日まで。現在、認定証を交付されている場合でも、新年度(8月1日以降)も引き続き減額を受けるためには、申請が必要。

申請場所
介護保険課(市役所別館2階)、北条支所、中島支所

申請書(介護保険課または市ホームページにあります)

○印鑑

○本人および配偶者の通帳などの写し(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高(申請日から2カ月以内)が分かる部分)

※「通帳など」には普通預金、定期預金、有価証券、投資信託などを含む

○個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(通知カードなど)

○運転免許証などの身元確認書類

6月15日(金)～7月31日(火)(必着)。直接、申請書などを介護保険課または北条支所、中島支所へ(〒790 857)

1介護保険課への郵送も可

※申請後、7月下旬以降に認定証または非承認通知が届きます

申請場所

介護保険課(市役所別館2階)、北条支所、中島支所

介護保険課 ☎948-6885・FAX 934-0815

利用者負担段階	利用者負担段階
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人など
第2段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

※上記の要件に加え、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の場合に、食費・居住費が補助されます

節目歯周病検診を受けましょう

日時 6月1日(金)～平成31年3月31日(日)の間に1回

会場 市内登録医療機関(受診票・市ホームページを確認)

内容 歯科医師による歯周病検診、歯科保健指導

対象 右表のとおり

受診方法 クーポン券、受診票(5月末ごろ対象となる人に郵送)、本人確認ができるものを持って市内登録医療機関で検診

健康づくり推進課 ☎911-1868・FAX 925-0230

後期高齢者医療保険加入者は 無料で歯科口腔健診を受けられます

後期高齢者医療保険に加入している人は、無料で歯科口腔健診が受けられます。歯や口の健康は全身の健康につながっています。この機会に歯科口腔健診を受診しましょう。

日時 6月1日(金)～平成31年2月28日(水)の間に1回

対象 後期高齢者医療保険に加入している人(75歳以上と、65歳以上で一定の障がいにより加入している人)

※6カ月以上入院または施設などへ入所・入居している人は対象外

申し込み 電話で県後期高齢者医療広域連合へ(受診に必要なクーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院の一覧表を郵送します)

受診方法 実施歯科医院(一覧表を参照)へ直接予約し、保険証、クーポン券、受診票、質問紙を持って受診

県後期高齢者医療広域連合 ☎911-7739・FAX 911-7735